

写

所 政 第 22 号
平成19年 5月15日

代表監査委員 阿部 武志 様

所沢市長 斎藤 博

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成15年3月7日付け所監第95号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名等	総合政策部 政策企画課
〔監査結果の内容〕 ア 委員報償費について、調整機関を設け、一定の基準を定められたい。	
〔講じた措置の内容〕 行政サービスの多種・多様化に伴い、市民等の意見の反映や専門知識の導入等を図ることを目的として、附属機関に準ずる機関を要綱等に基づき設置しています。これらの機関の委員に対する報償については、本市における非常勤の特別職員に支払われる報酬等の通常日額11,200円（報酬7,900円、費用弁償3,300円）を基準に、本支出が役務の対価として支払われる報酬と性質上異なる謝礼であることを考慮し、その限度額を日額10,000円（費用弁償を含む。）として定めています（平成11年4月1日決裁「委員等に対する謝礼について」財政課所管）。監査の結果を受けましては、平成15年7月9日に審議会等の見直しに係る調整会議を開催し、関係課との調整を経て、現在もこの支出基準を継続しています。	

監査の結果に基づく措置

部・課名等	総合政策部 政策企画課
〔監査結果の内容〕 イ 広く市民の参加を促進するために、公募のあり方について検討が必要である。	
〔講じた措置の内容〕 平成15年7月1日 所沢市審議会等の委員公募実施要領の一部改正 本市の審議会等の活性化を図るとともに、より多く市民の参加を促進するため、公募情報の提供及び応募方法などの見直しを行いました。 ① 審議会等の募集情報を周知するため、審議会等委員の募集情報に係る募集要項を作成し、所管課、市政情報センター、各出張所に備え付けることとしました。 ② 募集情報を広報ところざわ、市ホームページの審議会等の委員募集に関するコンテンツに掲載することとしました。 ③ 応募資格に「審議内容に関して知識を有する者」を追加しました。 ④ 応募用紙に小論文を添付するものとしました。 平成18年8月1日 所沢市審議会等の委員公募実施要領の一部改正 本市の審議会等の委員公募に際し、より多くの市民から意見を聴取する機会を確保するため、公募委員の応募資格を「応募日現在において本市の審議会等の委員になっていない者」から「応募日以前2年間に於いて本市の審議会等の委員になっていない者」に改め、同一人による審議会への応募を制限しました。	